

令和6年度第2回福岡県こども審議会 会議要旨

1 開催日時

令和6年11月1日(金)15時00分～17時00分

2 開催場所

福岡県中小企業振興センター 2階 ホール

3 出席者

別紙のとおり

4 審議の内容

(司会)

本日はお足元の悪いなか、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第2回福岡県こども審議会を開催させていただきます。本日の進行を務めます福岡県福祉労働部こども未来課の森山と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の定足数の確認からご報告させていただきます。本日、委員総数 24 名中オンラインでの出席を含め 17 名の委員の方にご出席のご連絡をいただいております。現在、15 名の方にご出席いただいております。お手元の資料で次第、それから配席図がございまして、その次に委員名簿がございます。こちらをご覧くださいと思います。

本日、事前に欠席届をいただいている方がこの名簿に記載されております5名の委員の皆様になります。また、本日追加で急遽欠席の届けがありましたのが、5番の石橋凜花子委員、7番の伊東風花委員が欠席の連絡をいただいております。本日、出席の予定ですがまだ到着されていらっしゃらないのが、23番の八代委員、それから web の方で小坂委員が参加予定で出席表示を待っている状態でございます。

定足数につきましては、本審議会は、福岡県こども審議会条例第7条第2項の過半数13名以上の出席要件を満たしておりますので、有効に成立していることをご報告いたします。続きまして、本県事務局の参加者でございます。委員名簿の次をおめくりいただきますと出席者名簿を配布しております。こちらの名簿のとおりになります。ご覧いただきまして報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、進行上の留意点についてご説明いたします。委員の皆様、事務局、ご発言につきましてはマイクを通してお願いいたします。マイクは係の者がお持ちしますので、発言の際は挙手をお願いいたします。それでは次第に従いまして進行させていただきます。まずは

次第の2ということで会長挨拶。本審議会の会長であります田中敏明様よりご挨拶をいただきますと思います。田中会長どうぞよろしくお願いいたします。

(田中会長)

はい、どうも皆さんこんにちは。今朝の新聞でも報道されましたけども、不登校の小中学生が去年よりさらに4万人増加して、34万人にのぼるという報道がありました。さらには、今年度の出生数も70万人を切るかもしれないというような非常に厳しい状況かと思えます。こども・子育て支援は本当に様々な取組が行われてきましたけれども、こういう数字を見るとまだまだ不十分なところも多いのかなと感じています。そうした中で、なんとか若者が日々充実して生きて、夢を持ちながら未来を作っていただきたいと、そのために私たちも何らかの力になることができるかと思っております。しかしながら、ぜひ委員の皆様も少し発想のかなり大きな転換を図りながらこれから考えていく必要があるのかなと思っております。どうぞ忌憚のないご意見をお出しいただいて、施策に反映させるようにみんなで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

田中会長ありがとうございます。続きまして3の審議事項に入ります。それではここからの進行は田中会長にお願いしたいと思います。田中会長どうぞよろしくお願いいたします。

(田中会長)

はい。それではお手元の次第に沿って進めさせていただきます。議事、進行が円滑に進みますように委員の皆様ご協力をお願いします。本日は審議事項として福岡県こども計画についてとなっておりますので、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局)

福祉労働部こども未来課長の長谷川でございます。計画の全体を担当しております。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

福岡県こども計画についてご説明させていただきます。資料1「福岡県こども計画の構成(案)」をご覧ください。資料1の表紙は計画の構成について、章立ての案をお示したものでございます。また、本日は計画のイメージをお伝えさせていただくため、その下に、第1章、2章、3章を添付しておりまして、それぞれ章ごとにホッチキス留めしてお配りさせていただいております。こちらの第1章から3章につきましては、記載内容も事務局の各課の方でまだ検討段階でございまして未定稿の段階でございまして、本日は内容の説明は行わず、資料1の表紙に沿って、構成の説明にとどめさせていただきたいと考えております。

資料1の表紙でございますけれども、第1章計画の概要でございまして、こちらは計画策

定の趣旨や位置づけ、計画期間などの基本的な事項を記載いたします。1から5までにつきましては、計画の法的な位置づけや期間など、行政計画としての基本的な項目を記載いたします。項目の6と7、また項目の9の施策体系のうちの中項目までは、前回7月12日の第1回審議会において資料としてお示しし、ご審議いただいたところでございます。また、項目の7及び9につきましては、第1回及び第2回の専門委員会でも意見をいただきました。後ほど、資料2において前回からの修正点についてのご説明をさせていただきたいと考えております。また、8の政策目標につきましては、第3回の審議会におきまして審議事項とする予定でございまして、現在検討を進めております。

第1章の記載内容につきましては、関係各所と庁内で検討いたしまして、引き続き検討してまいります。第2章には、こどもを取り巻く現状と課題としまして、グラフや表のデータを掲載いたします。第3章には、中項目ごとに「現状と課題」、「施策の方向」を掲載いたしまして、小項目ごとに、「具体的な施策・事業」を掲載いたします。県が現在実施している施策・事業について、こども計画の施策体系案に沿って整理したものを並べてまいります。

次に資料1-2をご覧ください。資料1-2は、資料1の冊子になっています。その下にA4の1枚紙でつけております。資料1-2は、計画第3章のレイアウト案をお示ししております。上の方から、四角囲みで中項目を記載しておりまして、その下に丸数字で始まる四角囲みが、中項目の内の小項目になります。次に、1として、中項目ごとの現状と課題を、その次に2としまして、中項目ごとの施策の方向を記載いたします。その次に、3として、小項目ごとの具体的な施策・事業を掲載する構成を考えております。

今回、資料1の添付資料としましては第3章までのお示しとなっておりますけれども、計画の構成としましては、第4章に、「教育・保育の確保方策等」が加わります。これは子ども・子育て支援法におきまして、令和7年度から5年間の保育所や幼稚園、子育て支援サービスなどの教育・保育、子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制を計画することが必須となっております。こちらにつきましては、実施主体である市町村との調整等を経たうえで、次回第3回の審議会でお示しする予定としております。

本日は、第1章の項目の7と9について、資料2及び資料3においてご審議をいただくこととしております。資料1の説明については以上でございます。

続きまして資料2「基本的な考え方と基本方向、施策体系(案)」、資料3「中項目における現状と課題、施策の方向について」を添付しております。そちらをご覧くださいませうでしょうか。まず資料2でございます。資料の2は、第1回のこども審議会に提出した資料に修正を加えたものでございます。修正した内容につきましては、後ほど説明させていただきます。資料3につきましては、表の一番左側に中項目、1つ右の列に中項目ごとの現状と課題、さらにその右側には現状と課題に対して、県が採るべき施策の方向を施策の方向(小項目)として表現しております。さらに、一番右の列には、当該、施策の方向(小項目)を審議いただくため、資料1「構成案」を第3章に掲載しました施策・事業から抜粋して「主な取組」として記載させていただいております。10月に開催されました3つの専門委員会におきまして

は、中項目ごとに「現状と課題」、「施策の方向(小項目)」について議論していただきました。

ここで資料4の次に記載しております参考資料をご覧くださいませでしょうか。

各専門委員会で特に議論していただいた中項目について、それぞれの中項目の右側に、黒丸(●)をつけております。各専門委員会では、「小項目」の先にぶら下がります具体的な取組、施策、事業などについてのご提案など、幅広くご意見を頂戴したところがございます。各専門委員会で出された意見につきましては、本審議会設置要綱第6条の規定に基づきまして、各専門委員会からご報告いただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたしますと考えております。

会長、いったん事務局からの説明は以上となります。

(田中会長)

はい、ただいま事務局の方からご説明いただきましたが、今回の第2回こども審議会に先立ちまして3つの専門委員会が開催されております。それぞれの専門委員会では、所管の重点議論分野を中心に、議論をいただいております。それぞれの専門委員会で出された主な意見について、専門委員会の委員長から報告をお願いしたいと思います。では最初に青少年育成支援専門委員会の意見について、松浦委員長よろしくお願いします。

(松浦委員長)

はい、失礼します。資料4-1をご覧ください。青少年専門委員会で委員の先生方からいただいた意見をおまとめいただいたものです。中黒(・)が11個ありますが、今日はうち4点ご紹介させていただきます。まず「1 基本的な考え方と基本方向・施策体系に関する意見」のところの中黒です。基本方向Ⅱの後段、「一人ひとりが自分の可能性に気づいて～」の部分は、原文のまま読むと頑張っている前提にある人を応援するというように見えるため、「こどものチャレンジを応援する」という言葉の方が良いのではないか、というご意見でした。

2の下から2つめの白丸(○)Ⅲ-6「いじめ、不登校、ひきこもり等に対する取組の推進」です。中黒が2つあります。1つ目、義務教育期を過ぎて、行政機関から見えなくなり、社会に溶け込んでしまっているものの、支援を必要としている若者へのアプローチをどうするか、こちらは同世代の委員のご発言からまとめさせていただいております。

その次の中黒です。今後、選択的不登校が増えてくると仮定するならば、それらの状況を学校と連携して伴走したり、こどものリスクリングということも検討したり等、5年後がどうなっていくかを想像して考えると良い面もあるのではないかと、この意見はアドバイザーの船橋さんからいただいたものです。

最後にその下、白丸全体に係る意見の1つ目の中黒をご紹介します。各県でも策定される計画であるため、特に経済的な面において、他県と福岡県はここが違うということを意識しながらつくと良い、この意見をいただいております。以上で青少年育成の方からのご報告でした。

(田中会長)

はい、ありがとうございます。今のご報告に対してご意見等があると思いますが、まず各委員会からの説明を先にいただきたいと思いますので。次に、出産・子育て支援専門委員会の意見について、安河内委員長よろしくお願いします。

(安河内委員長)

次に出産・子育て支援専門委員会からご報告させていただきます。各委員から色々な意見が出ましたが、資料4-2の1の部分について、これは具体的な方向性と施策体系に関する意見ですので、1の部分について本日読み上げさせていただきます。2に関しましては施策の方向性とか具体的な事業に関する意見として、この部分は本日は説明を省略させていただきます。

まず、1の部分ですが、基本的な考え方と基本方向に関わる意見ということで、1番の白い丸の1つ目、こども基本法、こども大綱における、「基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないように」という点と、もう1つ、「教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」といった決意表明がありますけれども、これを県の計画にも入れるべきではないかという意見も上がりました。

2点目は、基本方向の3番目で「困難な状況におかれているこどもを、その特性や～」とありますけれども、この「特性」という文言について、こども自身の特性を求めているというように誤解を招くので、この文言を「状況」とか「環境」といった別の言葉に置き換えることはできないだろうか、という、そういった意見が出ております。

次に柱のⅠに関わる意見としましては、1つありますけれども、「こどもが権利主体である」ということのこどもたちへの教育が必要、ジェンダー教育についても一緒に伝えていくべき、という意見がでました。

次に柱のⅡの政策体系に係る意見としましては、1点目は中項目1③「小児医療・乳幼児保健対策の充実」とありますけど、新生児の保健の観点がないので、「新生児」という文言も加えていただきたい、という意見がございました。

2点目ですが中項目2「幼児教育・保育の充実」という点については、様々な取組を現在でも実施していると思われるので、小項目を充実させるといいのではないかと、という意見が出されました。

中項目9「居場所づくりの推進」については、こどもの居場所づくりに関わる、こどもだけでなく大人の学びの場、こどもを理解するという場という内容を小項目等に入れて、その点についても積極的に取り組んでいただきたい、という意見がございました。

次に柱のⅢの政策体系に係る意見ですけれども、ここは1つありまして、中項目1「児童虐待の防止」というふうに書かれていますが、「防止」だけでなく「予防」という観点がこれから大事になるのではないかと、という、そういった意見が出されました。中項目6①「いじめ

の防止」ということも書かれているんですけど、ここも含めて「予防」という考え方や文言を入れるべきではないか、という意見が出されました。

最後に柱Ⅳの施策体系に係る意見としましては、1点ありまして、中項目1「次代の親の育成」という項目について、中学、高校、大学、義務教育の中でもライフデザイン教育というふうなものを行っていただきたい、そういう意見が出ております。

以上のような意見を専門委員会では各委員よりいただきました。2に関しましては、後ほどお目通しいただきましたら幸いです。出産・子育て支援専門委員会に係る主なご報告は以上となります。

(田中会長)

ありがとうございます。次に、こども福祉専門委員会の意見ですけれども、本日、安部委員長がご欠席ですので意見資料を皆様のお手元にお配りしております。こども福祉専門委員会の事務局からの報告をお願いします。

(こども福祉専門委員会事務局)

こども福祉専門委員会の事務局を務めております、こども福祉課、課長の原田でございます。本日、安部委員長ご欠席のため、私の方で資料の報告をさせていただきます。着座にて失礼いたします。こども福祉専門委員会の意見につきましては、資料4-3として3ページに記載をさせていただいております。ここでは、「1 基本的な考え方と基本方向・施策体系に関する意見」について読み上げさせていただきます。

まず、目指す福岡県の姿についてでございます。「夢」「希望」「笑顔」という文言については、こども達に押し付けをしていくのではなく、「そういうことができる社会基盤を作る」という発想で掲げているということが伝わるかどうか重要である。「基本的な考え方」や全体の施策の中で、「目指す福岡県の姿」がどういう意味合いで掲げられているのかきちんと示すべき、というご意見がございました。

2つ目でございます。柱Ⅰの「全てのこどもが持つ権利の保障」についてです。全てのこどもが持つ権利の保障が、柱のⅡ以降の全ての施策の根幹であるということを明記する必要がある、という意見がございました。

安部委員長からは全ての福岡県のこどもの権利擁護の明記、他の3つの取り組みがあるという計画の構造について全体会での検討が必要だと思うというご意見をいただいております。2以下につきましては、後ほどご参照いただけますと幸いです。報告は以上でございます。

(田中会長)

はい、ありがとうございました。今3つの委員会、専門委員会からそれぞれ意見を、審議の様子を紹介していただきましたが、専門委員会が出された意見を踏まえて、引き続き、事

務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

こども未来課でございます。報告ありがとうございました。ただいま、ご報告いただいた各専門委員会の委員意見につきましては、上段の1に記載されたもののうち、基本的な考え方、基本方向、施策体系に関する意見につきまして、事務局で一旦整理させていただきまして、資料2、資料3において修正反映を行っております。資料2をお開きお願いいたします。

先ほどご報告いただきました意見及び、第1回のこども審議会及び各専門委員会で、委員の皆様からいただいた意見等を踏まえまして、事務局で資料に反映を行った点を、ご説明させていただきます。

資料の左上、「3 基本的な考え方と基本方向(案)」でございます。こども計画が目指す福岡県の姿としまして、「全てのこどもが夢や希望をもちたくさんの笑顔で暮らせる福岡県」としております。前回の説明の繰り返しとなりますけれども、この目指す姿のベースは、本県のマスタープランである総合計画でございます。総合計画が目標として掲げております「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」をベースにいたしまして本県のこども施策のマスタープランとなります、こども計画においても同様に、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県を目指そうとするものでございます。また、こちらも前回ご説明した内容となりますけれども、こども計画を策定するにあたり勘案すべきこども大綱が、目指す社会としている、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を踏まえまして、目指す姿の主体、主語を「全てのこどもが」としております。

7月の資料からの変更点についてご説明いたします。7月の資料では、「全てのこどもが未来に希望をもちたくさんの笑顔で暮らせる福岡県」としておりました。今回、「未来に希望をもち」を「夢や希望をもち」に修正しております。修正部分につきましては、7月のこども福祉専門委員会におきまして、「こどもの未来よりも今に寄り添う姿勢が打ち出せるといい。」「明るい未来はわかりやすいが、今がいい時間であってほしいということもたちがいる。」といった意見をいただきましたことから、未来の単語は用いないこととしました。変更後の「夢や希望をもち」の部分でございますが、仮に今、困難な状況にあるこどもが、夢や希望を持つことができない状況であったとしても、個々の状況や支援ニーズに応じてきめ細かく支援することを通じまして、そのこどもが夢や希望をもち、笑顔で暮らしていけるように私ども行政が目指すことは大変重要だと考えておりますので、これを目指す姿としたものでございます。この変更につきましては、10月15日のこども福祉専門委員会についてご説明させていただいて、ご理解いただいたところでございます。

次に、「こども・若者」の表現を「こども」に統一して、こども計画では、基本的な用語として「こども」を使用することといたします。理由としましては、こども大綱で「若者」は青年期の全体が対象となることを明確にする場合に用いておりますが、こども基本法第2条第1項

の規定におきまして、「こども」を年齢で定義せず、「心身の発達の過程にある者」と定義がされておりますので、本計画では、わかりやすく「こども」を用いることといたしました。

また、表記につきましては原則としてとして、ひらがなの「こども」を用いますけれども、児童福祉法における「児童、18歳未満の者」など、こども基本法以外の法令の定義に基づく場合や、事業名などの固有名詞等において、異なる表記・表現を用いる場合、ケースがでてまいります。

続きまして、資料左側下半分の基本方向、4つの柱についてでございます。四角囲みの1つめ、ローマ数字Ⅰ「全てのこどもが持つ権利の保障」につきまして、冒頭に「こどもを権利主体として社会全体で認識し」の文言を入れております。本計画におきましては、基本的な考え方や中項目等など、各所にこどもが権利の主体であることを明示しておりますが、この基本方向においても、その趣旨を明確に記載することとしたものでございます。

四角囲み2つ目でございます。ローマ数字Ⅱの文章の終わりの部分です。「夢に向かって果敢にチャレンジするこども・若者を応援する」としておりました。先ほどご報告いただきましたが、青少年育成支援専門委員会でのご意見を踏まえまして、こどものチャレンジを応援するように表現を見直しております。

四角囲み3つ目、ローマ数字Ⅲの部分でございます。「困難な状況におかれているこどもをその特性に応じて」としておりました。先ほどご報告いただきました出産・子育て支援専門委員会でのご意見を踏まえまして、「特性」という用語が困難な状況におかれているそのこども自身の特有の性質である、という誤解を招くおそれがあることから、「個々の状況」というふうに修正をいたしております。

次に、資料の右上、4 施策体系(案)でございます。「Ⅰ 全てのこどもが持つ権利の保障」の柱の取組事項の中項目といたしまして、「1 こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進」「2 こどもの意見表明とその尊重」としております。

7月の資料におきまして、取組事項、中項目はこの1、2を総括的に表現した、「こども・若者を権利主体として尊重のみ」を中項目としておりましたが、この部分につきましては、第一回審議会及び各専門委員会におきまして、もう少し具体的な表現をとの意見がございまして、中項目で具体的に表現することといたしております。

なお、先ほど、こども福祉専門委員会からのご報告におきまして、「全てのこどもが持つ権利の保障」が柱のⅡ以降のすべての施策の根幹であるということを明記する必要があるとのご意見をいただきました。事務局といたしましては、今回「Ⅰ 全てのこどもが持つ権利の保障」を本計画における基本方向、4つの柱の1番目に明確に位置づけることで、柱のⅡ以降のこども施策に取り組んでまいりる考えを示したものでございますので、ご意見を踏まえまして、この計画の中でその趣旨を具体的にどう表現していくかについては検討してまいりたいと考えております。

次に「Ⅱ 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成」の柱の取組事項、中項目としまして「1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療

等の確保」としてありまして、ここに「等」を入れております。このライフステージにおける福祉分野の施策等もこちらの中項目に位置付けることから、保健・医療に限定しない意味での「等」を追加しております。

Ⅱ－2「幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実」でございます。こちらにつきましては、「幼児期までの育ちの保障」は、令和5年12月に国が示した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」を受けて中項目としておりました。全てのこどもの誕生前から幼児期までを重要な時期とした、施策範囲が広いビジョンでございますので、計画への反映としましては、柱のⅡ－2だけにとどまらず、それ以外の中項目の中でも、「施策の方向」や「具体的な施策」などに取り込んで行くこととし、中項目Ⅱ－2に限定する形での「幼児期までの育ちの保障」の記載は削除しております。

次に、Ⅱ－7といたしまして、さきほどご説明いたしましたように、計画内で「若者」を「こども」として表現することといたしましたことから、そのように修正をしております。

次に柱のⅢでございますが、「きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」のですね、柱の取組事項、中項目として、「1 児童虐待の防止と社会的養護の推進」を「1 児童虐待の防止」と「2 社会的養護の充実」の2つに分割しております。これは、こども大綱に合わせる形で1つの中項目としておりましたけれども、虐待の防止や社会的養護を必要とする、こどもの支援につきましては、こどもの状況に応じて必要とする支援が多岐にわたることから、分割することにいたしました。

また、柱のⅢ－6として「不登校ひきこもり」、柱のⅢ－7として「いじめの防止、自殺対策」としておりましたが、この部分につきましては、「いじめ」と「自殺対策」を並列にする表現は適切でない、不登校とひきこもりが直結するような表現をすることで苦しい思いをする保護者がいるといった問題意識や、県のこれまでの計画で用いてきた表現も踏まえまして、「不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進」と修正しております。

また、Ⅲ－7として、「ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援」としております。この部分につきましては、第1回の本体審議会及び各専門委員会においていただいた意見をもとに中項目として表現したものでございます。

次に柱のⅣ「結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援」の柱の取組事項、中項目といたしまして、「5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」としております。7月の資料におきましては、取組事項、中項目では、「共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの参加の促進」としておりました。

この部分につきましては、本体審議会及び各専門委員会におきまして、次のようなご意見をいただきました。男性は、家事・子育ての当事者であるため「参加」はおかしい。子育てのところに夫婦でやる意味が含まれているのであれば、その後の「男性の家事子育て」は省いても構わないのではないかと。「共働き子育て」の表現は、専業主婦の場合や、ひとり親など一人で子育てする人が、疎外感を感じるのではないかと。こうしたご意見を踏まえまして、記載のとおり、5の表現「5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」といたしました。

た。

「6 地域、家庭」でこどもを育む環境づくりは、こども大綱での順番が「地域、家庭」となっておりますので、その順番を並び替えております。

資料2の説明は以上でございます。

次に資料3をお開きください。資料3に関しまして、各専門委員会でご議論いただいたのは、施策の方向(小項目)となります。本審議会で施策の方向(小項目)をお示しするのは、今回が初めてとなりますので、専門委員会でいただいた意見等を踏まえまして、施策の方向(小項目)について、事務局において反映を行った点について、ご説明をさせていただきますと思います。

出産・子育て支援専門委員会でのご意見を踏まえまして、Ⅱ―1「出産前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療等の確保」の小項目③でございますけれども、新生児の保健の観点を加え、「③新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実」といたしております。また、柱のⅡ―2「幼児教育・保育の充実」のところにつきましては、当初、小項目を設けておりませんでした。が、「①幼児教育・保育の環境整備」、「②幼児教育・保育の質の向上」の2つの小項目を設けることといたしました。反映を行ったものについては以上でございます。なお、資料2と3に現時点で反映できていない意見、また、先ほどご報告いただきました資料4の2、施策体系以外の意見につきましては、引き続き、庁内関係課で検討を進めまして、今後の計画策定において、「現状と課題」や「施策の方向」「具体的な事業・施策」などにおいて反映することを検討してまいります。

資料2, 3の内容説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(田中会長)

はい、ありがとうございました。今回ちょうど見ていただいた資料3、これが新たに小項目で出てまいりましたので、議論を、資料3を中心に進めていきたいと思います。今回初めて出てきましたので、少し委員の皆様、目を通していただけたら。少し時間を取ります。

資料3、ご覧いただいたと思いますが、小項目だけでもかなり多くの項目が列挙されております。さらに鍵となります具体的な取組も本当にたくさん示されております。おそらく様々なご意見とかご要望が出てくると思います。今から、ご意見、ご質問いただきたいと思います。どなたからでも。はい。

(八代委員)

Ⅱの1の妊娠前から妊娠期出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療等の確保のところで、思春期から健康管理が重要とありますが、その前の性教育も必要ではないかと思えます。というのが、定期検診などを受ける必要があるのに受けないまま出産の時期になって病院に駆け込むということもあると聞くので、ちゃんとした定期健診を受けなければ健全なこどもの出産に結びつかないと考えますので、ここの前の思春期からの健康管理だけで

はなく、性教育も必要ではないかなと感じます。

（田中会長）

はい、いかがでしょうか。

（松浦委員）

県の性教育推進委員の委員長をやっております松浦賢長です。今、委員ご指摘のところは高校の保健の教科書、保健のいわゆる教科ですね。そのあたりのことは、家族計画の単元等でしっかり扱っておりますので、そちらもしっかり進めて行くということが重要になります。

（八代委員）

高校の教科書には載っているかもしれませんが、実は高校中退とか、高校のその授業を受ける環境にない人たちもいるわけですから、もうちょっと低年齢化した、中学ぐらいの義務教育の中でそういう教育も必要ではないかなと考えます。

（松浦委員）

はい、ありがとうございます。今、非常に性交開始年齢が高年齢化してきて、なかなか中学校の段階で一律男女の間に性行為を扱うということの難しさというのが出てきております。ですので、そのあたりは県の主の取組であるプレコンセプションケアの推進や、あるいは厚生労働省のまちの保健室というサイトがありますので、そういうところの情報も含めて、中学校で情報の周知なりを必要なこどもに個別に共有するということになるんじゃないかと思います。

（田中会長）

今、お2人でやり取りいただきましたけれども、今の性教育問題について他の委員の方から何かご意見ありませんか。

（伊東秀委員）

性教育に関しては、女の子だけでなく男の子に対しても同じようにする必要があるのかなと思ってしまして。例えば生理についてとか、避妊についてとか、女の子の間で理解があっても男の子が理解がない、からかったりとか、そういうことがあると聞きます。なので、私も高校の教科書に載っているからいいんじゃないかっていうのはちょっと違って、もっと早くから、それこそ小学生ぐらいの時の高学年ぐらいから、理解がある、できるような仕組みになって、早めに推進をすべきではないかなと感じています。

(田中会長)

何かありますか。今のご意見に対して。

(松浦委員)

月経等についての性を超えての共有というのは、今、国でもかなり問題、課題になっておりまして、今、学術団体等がそのあたりを調整しているところです。男女別に授業した方がいいのか、教習がいいのか、あるいは異性に聞かれるのがすごく嫌で参加したくないとか、いろんな個別の意見が出てきていますので、教習するんだったらどのあたりのことなのかある程度抑えて、というようなことを、今、学術団体等の調整等をしているところでございます。

(田中会長)

ありがとうございます。この問題は非常に大切なのは間違いないんですけど、具体的にどう進めるかっていうのは、非常に難しい問題が出てくると思いますので、どうぞ検討を深めていただいて、効果的な教育をより進めていただけるようお願いしたいと思います。

(田中会長)

はい、どうぞ。

(家中委員)

子育て当事者の家中です。私、娘が今0歳児でもうすぐ1歳になるんですけど、私自身はこどもに性教育と言えるか分からないんですけど、小学校一年生ぐらいになったら、例えば胸を触らせてはだめだよとか、おまたのところがこう人に出しちゃだめだとか、下着は見せるもんじゃないよっていうのもちゃんと伝えていこうと思っています。ただ、伝え方とか、何を伝えていいのかっていうのはちょっとわからなくて、もしできるのであれば小学校入学の時のプリントの中に、こどものペースによってもあると思うんです、それが理解できる子、できない子いると思うので、こういう「すすめ」じゃないですけど、チラシっていうのが1枚あると、こういうふうに性教育ってしたらいいですよっていうのがあるとすごく助かるなと思います。

(田中会長)

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

(松浦委員)

ありがとうございます。今の考え方は、どちらかというと命の安全教育として文科省が整理されているもので。小学校四年生ぐらいのその思春期の芽生えから始める性教育、性に

関する指導とはちょっと別立ての扱いになっています。県の方でも小学校一年もしくは保育園とか幼稚園の時からそういうところについて、ある種望ましい行動をするっていうようなところの、教育なり支援指導は、性暴力対策検討会議、私、座長をしているんですけども、そちらが県内全ての両政令市にわたる1400校ぐらいの学校に、今、出前授業に出ています。ですので、今委員おっしゃっていただいたアイディアは、なるほど私もすごく思いましたので、性暴力対策会議の方にもし機会があれば、お伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(田中会長)

はい、どうぞ。

(八代委員)

私、人権擁護委員をしております、デートDVの授業を中学生に行ったりしています。その中でやはり今委員がおっしゃられたような、暴力、性暴力に関しても、わかりやすくアニメを見せながら、それについてみんながどういうふうに思うのか。それが支配であったりとかそういうことも含めたところで、性に関しても、性暴力に関しても同時にそこで一緒に考えるという取組をしていますので。いろんなところがいろんな形でやっているの、それを系統化していけばもっとわかりやすい性教育にも結び付きますし、性暴力に関しての反対にも結びつけて、意識の中で同等だという、男女ともに平等だという意識を持った上で付き合ったり、それから結婚を考えたりというふうに広げていけばいいのかなというふうに思いますので、やはり低年齢化っていうのは、ぜひ考えていただきたいなと思います。

(田中会長)

はい、ありがとうございました。何か他の分野で、はい、どうぞ。

(稲光委員)

福岡県医師会の稲光と申します。1つは、私から指摘することでもないのですが、中項目のⅡの柱2、幼児期までのって書いてあるんですけど、プレコンセプションケアとかAYA世代というのは、乳幼児期とは限りませんので、こども基本法に合わせて成人に至るまでとか、そういう書き方になるのかなと思います。必ずしも幼児期まで就学前までの層を対象にした内容ではないと思われますので。

発言したかったことは、Iですね。「全てのこどもが持つ権利の保障」というところで、こども福祉専門委員会の意見を最初にお示しいただきましたけれども、そのこども福祉委員会の中で意見しているんですけども、まずこの基本方向というのがすべてのこどもが持つ権利っていうふうになっているんですけども、主な取組の、こどもの意見表明の尊重のところ、こどもが意見を表明しやすい環境・体制を整備や、施設入所等のこどもが、とい

う限定してあるんですね。かなり限られたこどもを対象としたような取組しかここには挙がっていないくて、これは本来全てのこどもが対象ですから、例えば学校だったり家庭だったりとか、そういったところも含めたこどもたちが意見表明しやすい環境・体制を整備するっていうのが、本来ここでの目的じゃないかなと思っています。このところは具体的な施策はどうかということがありますので、考えがあるのかもしれませんが、検討いただければと思います。

(田中会長)

はい、いかがでしょうか。

(こども未来課)

1つ目の方はですね、確認いたします。2つ目の分ですけれども、専門委員会でもご意見をいただいております。社会的養護のこどもたちについては、意見表明の仕組みであったり、取組が先行して進んでいるものと認識しております。それ以外のこどもたちについて、意見表明の仕組みであったりは、私どもの取組にはございませんので、施策の方向(小項目)の中で、施策の方向であったり、取組の方向なりで、何か示せないかということで、検討を進めてまいりたいと考えております。

(田中会長)

じゃあ検討いただいております。他の、はいどうぞ。

(中山委員)

資料3を今、議論していて、タイミングを逃してしまって大変恐縮なんですけど、最初資料4の専門委員からの報告があって、それを受けて未来課の方で資料2を修正したもののご報告があったと思うんですね。その中でちょっと気になっている意見を述べたいと思うんですけれども、具体的には資料4-2で報告があった点なんですけれども、特性という文言のところなんです。資料2ではその特性の文言を見え消しの形で、ローマ数字のⅢで個々の状況というふうに変えたということがあったと思うんですね。実は私も、別のところで特性という言葉が引っかかっておりまして、それはどこかと言いますと、一番わかりやすいのが参考資料だと思うんですが、Ⅱ9②のところに様々なニーズや特性を持つて書いてあるんです。ここも先ほどの専門委員会から4-2のご報告と同じように、やはり特性という言葉を使うと、そのこども自身の特性を求めているような誤解を招く可能性があるのでは、おそらく文言、表現を変えていただく必要があるだろうなと思っておりますので、ご検討をお願いいたします。

(こども未来課)

ご指摘ありがとうございます。その観点で、計画の中身について、今回修正したところ

以外についても検討してまいりたいと思います。

先ほど稲光委員からご指摘いただいた部分につきましては、政策の取組の範囲が、中項目の設定からちょっとはみ出た形になっておりますので、記載のところ、幼児期までのというところの表現について、検討させていただきたいと考えております。ご指摘ありがとうございます。

(田中会長)

よろしいですか。何か他にありますか。はい、どうぞ。

(大塚委員)

私からは、この資料3の中のこどもの生きる力の育成のところ、小項目ですかね。ここに学力の向上と書いてあるんですけども、これが本当に「こどもの生きる力の育成」になるのかどうかということがちょっと疑問だと思っています。今、日本の閉塞状態をどう突破するかという意味では、アントレプレナーシップ教育っていうものの重要性が文科省でも重要視されつつあるというふうに聞いておりまして。私ども今、小学校四年生、フィンランドのオウル大学と連携して、実験校みたいな形でこどもさんたちがやっているんですが、そして改めて今年、中学生をフィンランドに派遣して、現場での体験を通じてこどもたちの生きる力、本当の意味での生きる力をどう開かせるかということに取組を始めたところなんです。

これからの時代、もし日本が本当に誰も経験したことのないような社会を切り開くとしたら、そういうアントレプレナーシップ教育とか、起業家精神を養成するような、教育をやっぱり入れておかないと。学力の向上とか、心の醸成とか、それだけで本当に未来を、自分の未来を描くことができるかどうかっていうのはちょっと疑問かなと思っています。ぜひご検討お願いしたいなと。

(田中会長)

教育庁の方かな。

(松浦委員)

うちの専門委員会に同様の意見が出たので。アントレプレナーシップ教育という具体的なあれはなかったんですけど、この学力っていうものの表現に対することでした。今、学力の定義は、イコール生きる力っていうように国が設定して、もう20年ぐらい経つ。それが浸透しているかどうかは別なんですけど。生きる力、イコール学力の要素は、私どもの頃は知識理解っていうのが主だったんですけど、それに、20年ぐらい前に思考力、判断力、表現力っていうのが追加されて、そして数年前の新学習指導要領で主体性、多様性、協働性っていうのが追加されて、これが小学校から大学まで通した新たな学力というか、3つ目の生

きる力の要素になっていますね。今、市長ご発言のアントレプレナーシップ教育で生み出されるものは、学力のうちの3つ目の、主体性、多様性、協働性っていうところにまさに合致するのではないかなというふうに思いますが、学力と書いた時に、一般の人たちにそういうところまで広がりを持って共有されないというところなので、このあたり学力(生きる力)っていうか、もうちょっと福岡県的には生き抜く力とかですね、何かそんなような補助を含めてもいいんじゃないかなというふうに、今、委員のお話で気づきました。以上です、ありがとうございます。

(青少年育成課)

青少年育成課でございます。学校の方ではアントレプレナーシップ教育を取り入れて指導とかされている事例とかあると思うんですけども、青少年育成課の方ではですね、学校以外のところのこどもさんの学びというところをご支援させていただいておりまして、今やっておりますのは、中学生を対象にいたしまして、各市町村と協力しながら、地域で、地域のことを学びながら、この地域にどういうふうに関与できるのかということを、こどもたち自身が考えながら、議論しながら、自分自身がどんなことができるのかなというのを、サマースクールという形でやっている事業がございまして、そういったところでアントレプレナーシップの考えを取り入れて事業ケースをつくってやっている事業というのがございます。いろんな体験とか、いろんな活動の中で生きる力というのをつけていただきたいということで、青少年育成課の方でそういう体験だったりとか、研修事業とかっていうのを取り組んでいるところでございます。

(田中会長)

はい、どうぞ、お願いします。

(藤田委員)

連合福岡の藤田と申します。私、働く者の支援という立場から、少し意見と要望を言わせていただきます。資料3でいきますと最後の「Ⅳ 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援」のところですね。まず二点目のこの若い世代の生活基盤の安定への支援、書いてあることもよく理解ができているんですけども、この主な取組(仮)ですね。小項目から(仮)の部分でいきますと、不本意な非正規雇用の方の安定雇用って書いていますが、実は正規雇用の方々も含めて、労働相談、労働トラブルっていうのが非常に頻発をしております。そういう点では働き続けられる支援ということも非常に大事じゃないかと思っております。ここには今県も、労働者支援事務所の方で労働相談に力を入れていただいています。他に、労働局でも年間相当数の労働相談、労働トラブル、労働紛争。実は私ども連合の方でも年間2万件近く、福岡だけではなくて全国ですけども、福岡でも相当の相談や紛争解決、要は働き続けられるために、支援をさせてい

ただいているところがあります。そういう点では、この項目がふさわしいのかというのがありますが、そういった労働者が働き続けられるための支援、労働相談で、加えて、やっぱり企業の方々の労働関係法の無知や無理解によって起こる労働トラブルっていうのが実は多いんです。そして、労働者本人もワークルールを知らないからという両方の側面がありまして、ぜひそういったところを入れていただくことで、若い世代を含む方の支援につながっていくのかなと思います。で、所得向上に向けた支援のところは、なかなか県単独では難しいと思いますが、政府も含めた最低賃金の底上げですとか。まあ、そういったところをちょっとここに書き込むのはいかがなものかと思いますが、必要だと思います。それから、リスキリングへの支援についても、なかなか今企業側のご理解もない中で、個人の努力だけでのリスキリングという非常に困難です。たまたま私、ちょっと海外視察でヨーロッパ行ってきましたが、例えばフランスでは資格取得のための支援を政府が相当力を入れて、企業もかなり理解、これは休暇とかいう制度も含めて、いわゆる学び直しや資格取得っていうところに力を入れられているので、これは政府がまず示すということも大切ですし、やっぱり個々の企業が、リスキリングというのは企業の発展にもつながる。本人も今、働き方が多様化する中で、次のステップアップにつながりますので。もう少しこのリスキリング、企業も含めてか必要かなと思っております。

それから、もう1点、専門委員会資料4-2の一番右下のところ、ちょっとご説明なかったんですけど、一番下のIVの項目の最初の中ボツで、「マネープランや金融リテラシー教育」の後、「働き方の多様化といった部分を」というところ。働き方の多様化という言い回し、私、よく理解できませんで、私はやっぱり中学生高校生の頃から働くとは、とりわけ高校生、ここは書いていませんが、大学生へのワークルール教育、ここは非常に大切だと思っています。先ほどの労働相談トラブルも含めてですね、自身が労働組合、労働基準法で守られている中身を知らないがために、企業者の方の無知や無理解や横暴によって辞めさせられるとか、労働条件切り下げられるということがありまして、実は私ども連合でも今九州大学に寄付講座ということで、労働教育行かせてもらっています。14コマで、働くとはということや、労働組合とはということを含めてですね。で、高校生に対しては、今、労働政策課が中心に労働教育やっているといますけれども、やっぱり数が足りないとは思っています、対象高校のですね。で、私ども実は来年度から西南学院大学の方での寄付講座を予定をしております、何が言いたいかと言いますと、先ほど言ったように、ワークルールも含めたものをしっかりと中学、高校、大学まで知っていただくことが、自らの労働トラブルを防ぐ、働き続けられるというところが、労働相談に多く見られます。それから繰り返しますが、企業に対して、しっかりとやっぱりこのワークルールを守っていただくということ。とりわけ地場・中小・小規模事業所に行くほどトラブルが非常に起きております。そういう点で若い世代の生活基盤を支えていく、働き続けられる。で、所得向上のところは政府と一体となって県単独ではなかなか厳しいので、政府に毎年、福岡県は独自に最低賃金の引き上げ要請もされるんですけど、そこを含めてもっと政府の支援を求めます。

最後にすみません、この項目の4点目の子育て世帯の経済的負担と軽減。これ本当に自治体、県単位や市町村では限界があると思っております。まあ、よく事例に挙げられるのが明石市ですね。非常にこの子育て世代、あるいはこどもそのほか、まあ中高を含めた教育費がなるべく負担がかからないようにということで、まあ、今人口流入が多いと聞いていますけど、これを言ったらもう本当に終わってしまいますけど、本来政府がやることだと私は思っておりまして、学校給食や奨学金問題も含めて、この項目などは、やはり政府にもっと力を入れていただいて、そこに独自の県や市町村の支援策が加味されるのかと。今、あまりにも国全体のこどもや子育てに対する予算が先進国に比べてものすごく低いと思っております、ちょっとこれ言ったら、もう議論が終わるかもしれませんが、そういったところも強く県から、政府の方に発信をいただきたいと。そのことで、よりこのこども計画が充実してくるのではないかと思っております。少々長くなりました、すみません。以上、意見と要望でございました、よろしくお願いいたします。

(田中会長)

県の方から何か今の意見に対してありますか。

(就業支援課)

労働局の就業支援課でございます。今委員おっしゃられました、若い世代の就職・雇用の関係で、働き続けられるというような視点ですけれども、今の取組の中ではですね、不本意な非正規雇用の状況にある方の雇用の安定というところの記載しかございませんので、働き続けられるってところの観点というのを入れながら、表記をちょっと見直していきたいと考えております。

(義務教育課)

失礼します。義務教育課の後藤と申します。小中学校における、働くことについての学習につきましては、キャリア教育の方になるかもしれませんが、中心には職場体験活動や進路学習の中で行っているものでございます。また、小学校3年が中心になると思いますけれども、社会科の授業の中で学んでおります。職場体験活動を通した学習の中では、主には働くとは、ということで、勤労観や職業観の学び場ということでして、体験を共にしながら、将来のプランニングをしたりとか、働くことはどういうことかということ、職場の方にインタビューしたりするような学習を今しているところでございます。以上です。

(田中会長)

はい、どうぞ。

(安河内委員)

今の中でⅣの2についての、下から3つ目で働き方の多様化というふうなことについて、ご指摘がございましたけれども、ここで、この専門委員会で出た働き方の多様化っていうのは、正規雇用とか非正規雇用とかっていう、そういう話ともうちちょっと違って、女性が結婚してこどもが生まれた時に、今、ずっと働き続けるのが現状では非常に難しい部分があるので、そうすると、そこでパートに変えるということもあるでしょうし、あるいは、自分で起業するとかっていうふうな、そういうこともあるので、いろんな選択肢がある。結婚してこどもを産んだ時にいろんな選択肢があるのだというふうなことも取り上げたらどうなのか。それでいろんな選択肢があって、その中で自分がどれを選ぼうっていう、そういうような選択肢を提供するという。そういうような意味で、出てきたことですので、若干こういった「働き方の多様化」と書くと、確かに非正規雇用を選ぶみたい、自分から非正規雇用を選ぶみたい、そういうふうなふうに読めるかなと思いましたが、そこではちょっと違っている議論がされていたということです。

ついでに言うと、私、別の会議で現役の女子大学生から、同じようなことの意見を出されて、結婚するまでいいんだけど、こどもが生まれた時にどういうふうにして自分の人生設計ができるのかと。やっぱり、働き続けるというようなことと、でそれが現状、どこかに勤務するっていうようなことが非常に難しかったりするので、そうするとそういう時に起業して、起業した人たちが今どういうような形になって、仕事しているのかっていう、そういう情報が欲しいみたい、そういうことがありましたけど。特に若い女性では、こどもが生まれた時に、起業っていう、そういう選択肢が今多分あるんだと。で、そういった教育、情報っていうのも提供してほしい、そういうことが言われていて、そういう議論でした。

(田中会長)

はい、どうぞ。

(武田委員)

保護観察所の武田です。いくつかございます。まず、Ⅰの権利の保障の件。意見表明するっていうことはとても大事なことなんですけど、表明できない声なき声を、地域的心声を聞くっていうところを、文言でなくてもいいのでやっぱりそういったところも必要かなと。あと潜在的なニーズですね。地域のこどもの困っている潜在的なニーズっていうところで、犯罪や非行をした、犯罪加害者の方に関わっている仕事をしているんですけど、やはり見えてないっていうか、そのニーズがほとんど支援のニーズが見えないところがたくさんありまして、見えているところは手が届くんですけど、見えないところに手を届かすようなところがあった方がいいのかなというふうに思いました。

あともう1つはⅡ、成長段階のところの4につきましては、非行防止というところがあるので防止もちろん、再非行などは防止ということでもいいかと思うんですけど、予防という観点ですと虐待とかもそうですし、防止よりも予防ということで、予防のところにもちょっと力

点を入れたような書き方をしていただけるといいのかなと思いました。④のところもそうですね。非行の予防と防止ですね。で、右の方を見ていただきますと、非行防止対策のところがありますが、薬物乱用対策等ってある、薬物乱用防止対策の方が良いのかなと思います。就労支援、非行に陥ったこどもたちの自立支援についてはもちろん就労ですね。仕事を中心とした規則正しい生活をさせていくということ、とっても大事なんですが、もう1つ、今、少年院などでも力を入れています、就学支援ですね。また、学び直していうところで就労支援に加えて、もしできたら就学の支援も入れていただけるといいのかなと思いました。あともう1つはですねⅢのきめ細やかなというところで、7番ヤングケアラーや性的マイノリティというところがございます。すべてのこどもということで、マジョリティのいろんなこどもにとってはライフプランなど、いろんなところが結婚、子育てっていうところが想定できるかと思いますが、そう、Ⅳの方にちょっと関連しますけど、次代の親の育成ということで、ライフデザインを描けるよう結婚や子育てについての理解を深める、これは非常に重要なことですが、例えばマイノリティの方が、みんな学校とか小学校とか中学校でそういったデザインを描いてくれとなった時に、自分がそういう少数派というところがなかなか言えなくて悩んでしまう、追い詰められてしまうというところもあるのかなというところで、その辺はこういった施策であったり、文言にすることはないんですけど、そういった所への配慮っていうのも必要かなと思いました。以上です。

(田中会長)

どうぞ。

(新井委員)

新井と申します。今のちょっとだけ関連でご質問があります。一緒に答えていただければと思います。資料2と3にまたがるんですけども、資料2にすると3番目のこのきめ細かな対応が必要なこどもに対する支援のところですけども、7番目のヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援ということで、7項目に全部一絡げと言いましょか、がたっと入っています。で、他を見ますと、だいたい単独の項目もしくは関連性がある項目でまとめられているのに、ここはヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援というのは、関連性があまりないのに、この7番として取り入れている理由を詳しくお聞かせいただきたいと思います。その後のちょっと質問があるかもしれませんので、よろしくお願いします。

(田中会長)

はい、お願いします。

(警察本部少年課)

警察本部少年課の佐藤です。防止と予防なんですけれども。今まで警察の方では学校と連携して非行防止教室を開催したりしているのですが、これは非行を予防するための目的でもあり、言葉の伝え方次第だと思うんですが。やっぱり防止というのは予防であるので、そこをあえて予防ってつけなくてもいいんじゃないかなと個人的には思います。ほかにも予防って言葉が今まで出ていますので、整理の仕方次第じゃないかなと思います。

(こども未来課)

新井委員からご質問をいただきました件について、事務局からお答えいたします。Ⅲの7でございすけれども、きめ細かな支援には色々な新しい課題が先行してまいります。そういった新しい課題についてもこれから対処していかなければなりません。ヤングケアラー、マイノリティ、外国人のこどももそうですけど、こういう分野については比較的新しい近年問題になったということ、課題であること、それからまたこれ以外のものでも出てくる部分の対応も含めてこの項目を挙げさせていただいています。

(新井委員)

いいですか。今のご回答にちょっとご意見なんですけれども、新しい課題ということで、1つにまとめられたということですね。けれども、ヤングケアラーのそれぞれの3つ項目が非常に大きな問題で、それぞれ取り組むべき重要な課題だと思いますので、なんかこれは別立てにしている、こういうふうに別立てに、この体系っていうことはつまり、行政の方が取り組む中においては、それぞれどこかの課、専門的にどんどん取り組んでいくというイメージですよね。そうすると7項目っていうのは、この3つをどこかの課が、同時並行でやるというようなイメージで、私、どうしても拭えないんですけれども。そういうイメージだと手薄にならないのかなという心配がありますので、ここは3つともちょっと立てを分けた方がいいのではないかと思います、いかがなんでしょうか。

(こども未来課)

こども未来課でございす。中項目の整理につきましては、今回、3つの計画が1本になっておりますが、その前のこども・子育ての計画(子・子プラン)の中では、外国人のこどもへの支援というのが1本だけでございました。その中に先ほど申し上げましたような、新たな課題について、支援対象に入れさせていただいております。しかしながら、その先もですね。資料3の右側のところに、真ん中あたりになりますが、施策の方向の中で小項目で、この中ではそれぞれヤングケアラーの支援、性的マイノリティのこどもへの支援、外国人のこども等への支援ということでですね。それぞれ担当する課がございまして、それぞれがその支援対象に、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

(新井委員)

わかりました。ありがとうございます。そういう行政上のことはちゃんとしていて、誤解ということで承知しました。ただ、これが県民の皆さまの目に触れますよね。その場合に、この7項目にさっさと入れてあるというところを、計画で県民の皆さんがご覧になりますので、これはあまりよろしくないんじゃないかなという意見は思っております。この別々、別立てといたしますかですね、という意見がちょっとございます。これは私の個人的意見です。

それと付け加えなんですけれども、この外国人のこどもたちへの支援ということが挙がっている一方で、グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援という中に、異文化理解と外国語能力の向上ということもやっております。で、この2つというのは、ある意味知恵を絞れば、同時並行で、例えば、行政の皆様ですから私が言える立場じゃないと思いますけれども、外国人のこどもさん、そしてこれから世界にという両方に何か新しい取組ができるんじゃないかなという気がしましたので付け加えさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

(こども未来課)

こども未来課でございます。外国人のこどものお話がございました。その中で、例えば対象によってそれぞれ違う施策があり、他の対象でも活用できるものがあれば、その柱に再掲をしてみたいと考えております。

(田中会長)

今意見がありましたけど、それぞれ小項目として挙がっていても、それはそれとして、この項目と項目をくっつけるっていうよりも、こちらとこちらが、何か機能をですね、今の外国のこどもの支援と青少年のグローバル育成の、2つあっても、それぞれお互いに連携して、しっかり、より機能を高めるということもあり得ることになりますね。

他にありますでしょうか。はい、じゃあちょっと早かったのですみません。

(安河内委員)

2点申し上げたいんですけども、資料2の真ん中のところで基本方向4つの柱と書かれていて、その一番上の、「全てのこどもが持つ権利の保障」というところで、この追加で「こどもを権利主体として社会全体で認識し」というふうにあります。が、なかなかこれでは、ちょっとサーッと読んでしまってなかなか難しいかなと思うので、資料2の右側の取組事項の中項目では、「こどもが権利主体であることの社会全体での理解促進」というふうに書かれています。が、この箇所も、こういうふうに書くべきじゃないかなと。だから「こどもが権利主体であることを社会全体で認識し」とかいうふうに変えていくべきではないかというふうに思いますので、「こどもを権利主体として社会全体で認識し」では、なかなかちょっとわかりづらいかと思いますから、他のところは全てこどもが権利主体であることと書かれているので、まあ是非そういうふうに変更していただけないかなというのが1点目です。

2点目は先ほどから何回も出てきていますが、私どもの出産・子育て支援専門委員会の中で、いじめの防止だとか、児童虐待の防止について「予防」という点を入れて欲しいというふうな意見を出されていて。先ほどからいろんな方からもご意見があり、予防は防止に入っているんじゃないかというそういうご意見もありましたけれども、やっぱり予防と防止は違う。やはり起こる前に予防した方がもちろんいいわけなので、はっきりと予防という言葉はやはり出てほしいなと。そういう意見です。以上です。

(武田委員)

関連しまして、犯罪や非行について、うちの方で犯罪予防活動って、毎年、社会を明るくする運動をやらせていただいております。小学校などで、地域の保護司さんとか観察官が、薬物だと、いろんなところに出前授業、薬物の怖さとか、いろんなそれは予防というふうにしていますよね、まだ。で、犯罪や非行に走ってしまったりした人が、またそういうふうにならないようにするのは、防止っていうふうに感じて捉えていましたので。それは参考までということで、いろいろ警察の方だったり、県の方でも言葉の使い方が違ってきますので、一応それだけちょっとすみません、つけ加えさせていただきました。

(田中会長)

ありがとうございます、はい、どうぞ。

(中山委員)

資料3ですけれども、いくつかご意見が出ていると思うんですが、ローマ数字のⅠのところで、こどもの権利の保障というところなんですけれども、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供というの、こどもの意思表示に基づいて始まるわけですよね。ですから、やはりここに、先ほども意見あったように、施設入所等のこどもに限ってしまうのではなく、障がいのあるこどもも含めた、全てのこどものやっぱり意思表示っていうのが大事だというふうな観点から言えば、やっぱりそういうふうにしていく方向にもって行っていただきたいなということと、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に関する取組をやっぱり入れていかないと、主な取組の中に入れていかなければいけないだろうなって思うんですが。一番ストレートに入れるとすれば、ローマ数字のⅢの5なんですけれども、できれば、やっぱり今の関連で言うと、ローマ数字のⅠの中に、Ⅰの1の3つ目の点かⅠの2の4つ目の点に、合理的配慮の提供のための意思の表明を進めていくっていうのを、入れてもらいたいという意見です。以上です。

(障がい福祉課)

障がい福祉課です。ご意見ありがとうございます。委員の言われた視点ですね、大事なところだと思いますので、意見も踏まえまして、こちらの方で少し考えさせていただきたいと

思います。

(田中会長)

どうぞ。

(家中委員)

子育て当事者の家中です。私から3点お願いしたいというお話があります。まず、資料3のⅣの4つ目。子育て家庭への経済的支援の中の主な取組に、病児保育の無償化っていうのがあるんですね。これとっても助かりまして、あとこれにつけ加えてですね、施設自体をもうちょっと増やしていただけないかなっていうのがあります。私、この間、娘がそれこそ40度出しまして、朝8時の電話で受け付けますっていう施設があつたりとか、ちょっともうちょっと前もってネット予約できたりとか、もうちょっと働く女性、会議があつてどうしてもやらなきゃいけないっていうので、今後ちょっと使い勝手が良くなるといいなと思う。お母さんの中には2週間も出勤できないお母さんも実際にいらっしゃいますし、もう少し働く方が預けられるといいなというふうに思いました。

あと、Ⅳの1番と3番なんですけれども、施策の方向(小項目)が空欄になっています。これは以前の専門委員会でもお話しがあつたと思うんですけど。どうしても資料1の2にこども計画レイアウト案で、他のところには小項目が全部あるのにここだけないっていうふうになると、あくまで印象としてですが。すみません、Ⅰが小項目がないですね。ちょっと印象として、あんまり本腰を入れてないんじゃないかなっていうふうに捉えられなくもないかなっていう。やっぱり何かがあると、印象が良いんじゃないかなっていうふうに思うので、例えば1番とかでしたら、ライフステージに合わせた相談交流系ゲートと、寄り添うとか環境とか支援の充実だったりとか、そのライフデザインってさっきお話も出ていましたけど、変わっていくので、女性は特に。いつ素敵な人に出会うかもわからない、いつ妊娠するかもわからない、いつ出産するかもわからない。そういう中でライフデザインが変わったときに、ライフステージに合わせた相談ができる場所があつたらいいなと。寄り添うよっていうのが示されたらちょっと嬉しいなあつて思います。3番の出会い・結婚応援の推進の小項目であれば、例えば、出会いから結婚、出産までをこう支援します。切れ目のない、出会って終わりじゃなくて出会って、じゃあ次デートどこに行こうとか、どうやってプロポーズしたらいいかなっていう先輩夫婦とかの交流があつたりとか、実際にもう今、こどもたちを育てているお母さん、お父さんたちがいるので、そのお父さん、お母さんたちとマッチングさせるとか、ちょっとこう。それがひいては、地域社会全体でその2人を応援する、仲人するっていう流れになっていくんじゃないかなと。で私、個人的には今1人なので、例えば2人、3人子育てをしているフルタイムのパパとママにお話を聞いてみたいとか、そういうふうにご寄り添った支援がもっと、明文化されるとわかりやすいのかなっていう印象はあります。以上です。

(中山委員)

私も実は今の意見とても賛成でして、先ほど述べたローマ数字のⅠのところ、施策方向がブランクっていうか、何も書いてないっていうのは、いかにもこう恰好が悪いなっていうふうに思うんです。ですから、これからの作業でテクニカルなことだと思うんですけど、まあ、これは語弊がありますけど、嘘でもいいからっていうか、何かしらここに、例えば箇条書きとか丸数字じゃなくても文章の形でも結構なので、何かしらここに記述があるっていうことがとても大切になるのではないかと考えておりますので、ご検討お願いいたします。

(田中会長)

いかがでしょうか。

(子育て支援課)

子育て支援課です。病児保育のご意見ありがとうございました。委員おっしゃられる通りですね、受け皿の拡大、それから利便性の向上のところだと思いますけれども、非常に大事なポイントかと思っております。現状のところ、少しご説明をさせていただきたいんですけども、県内で約80ほどの施設ございまして、やはり利用についてっていうようなこともありますので、今、稲光委員いらっしゃるけれども、病児保育の検討会というのを県の方でも作りまして、その中で受け皿の拡大についても検討を行いつつ、昨年からですけども、県独自の補助も作りまして、今年度も2施設ですが、改築なりをするということで、県の補助を活用して、受け皿の拡大をしているところでございます。それと、利便性のところは、ウェブの方も病児保育ナビっていうのを県の方で3年前から導入をさせてもらっておりまして、これを使っていただけたところを今広げている状況です。こういった取組を進めながら、ここの主な取組には記載できておりませんが、計画の中では、こういった取組に加えてですね、こういったことを記載させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(こども未来課)

こども未来課でございます。家中委員がおっしゃられたところですね、Ⅳの柱の、「1 次代の親の育成」、それと「3 出会い・結婚応援の推進」が小項目ないというところなんですけど、経緯から申し上げますと、もともと出会い・結婚応援の推進で1つでございました。今回若い世代の方々、若者たちが、こどもの時から、小中高校生の段階で、ライフプラン教育などが重要ではないかということで、それを分けましてですね、もともと小項目だったものを、中項目に上げて、特に取り組みたいという姿勢を示したものでございます。中山委員からもございましたが、小項目は空欄にしており事務的に入れておりませんが、基本的には、この今の内容は、小項目の内容が小項目のところに入って、空欄にならないような形で整

理してまいりたいと考えております。ご意見ありがとうございます。

(田中会長)

私の方から、実は今も保育所とかの受け皿の拡大というお話があります。で、今日保育代表がいらないもんですから、代わって一言、二言申し上げたいんですが、確かに拡大した方がいいです。ただし、今、この保育士不足がとても深刻で、しかもここ2、3年後にはもっと深刻になります。もう養成校もすでに二校で募集停止しましたし、今後停止予定というところもいくつもあるんです。短大とか養成校とかですね。そういう中で拡大したら絶対人手不足。今でも深刻なんです。それで、私はですね、ここのⅡの2の幼児教育保育の充実の小項目で2つ挙がっていて、その通りなんです。ただ、もう何よりも、今度本当に真剣にこの保育者の確保をやらないとできません。しかも今、国はご存知と思いますが、誰でも通園制度とかね。さらに、入れようとしているわけですよ。もうそういう中で1つ1つを充実させながら拡大するっていうのは、もう保育士をなんとか確保する方策をね、真剣に考えないと無理です。私はぜひ、この二項目ありますけど、主な取組の中に保育人材の確保ってこっちに入っているんですが。むしろ小項目の最初に持ってきていただけないかなと。

今、気になる子と言いますか、そういうこどもがどんどん増えていて、保育士さん、本当に疲れていまして、実は今、いろんなアンケートやっているんですけども、その中でそういうふうに、特別な支援が必要な子、いわゆる、インクルーシブ教育と言われますが、そういうのを積極的に受け入れたいですかっていうアンケート調査を全国調査しました。そしたらですね、積極的に受け入れたいが7%です。本音が、できれば受け入れたくない、これが13%。残りはもっと、例えば加配制度とかですね、あるいは今、加配保育士がありますね、そういう子がいると保育士を増やす制度ですけど、これは障がい認定を受けてないとできません。ところが、なかなか保護者がですね、そういう診断を受けさせようとしらない現実がありまして、手は焼いているんだけど、加配はつかない。もう先生方はそういう苦心があるなど。クラスに3人も5人もいたりするんです。本当に疲れていまして、まあ、その辺の検討をやらなきゃいけない、本当に真剣に考えないと保育が成り立たない状況になります。まずは加配を是非というふうに思っております。皆さんもご協力をよろしく、応援してください。

それで一応、議論の時間、予定しておりました時間になりましたので、このあたりで一応打ち切らせていただいて、また機会ありますので。はい、どうぞ。

(石橋委員)

民生委員児童委員の石橋と申します。1回目は申し訳ございません、全国のあれで欠席しまして、今回2回目ということでございます。福岡県民生委員児童委員協議会では、5月の児童福祉週間を月間に付け替えまして、こどもの笑顔は地域の宝ってのぼり旗作戦、ご存知ですかね。ご存知の方いらっしゃいますかね。ありがとうございます。あんまり徹底されてないということなんですけれども、ずっともう6年ぐらい続けております。それで、もちろ

ん学校も含めて保育所も含めて、それで児童関係のところ全てのところに挙げて、自治体に挙げていただくようお願いしております。それがのぼり旗が数が少のうございまして。予算がございせんのでボランティアですので申し訳ございせんけど、それでもう。それともう1つ、9月18日付だった思います。こども家庭庁からこどもまんなかの月間を作ってくれという話が出ておりまして、ご存知だと思いますけれども、それでも年間計画の中にちょっと無理なんですよね、正直言って。だからこれが早ければ間に合う。のぼり旗は継続して行きたいと思っております。こどもの笑顔は地域の宝ということで進めております。5月、11月の虐待月間に合わせてくれということで、こども家庭庁から通知が出てきましたけれども、そういうわけでちょっと間に合いません。残念ながらそういう形の中でやっておりますので、来年は計画の中に入れて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(田中会長)

ありがとうございました。はい、お願いします。

(徳永委員)

県社協の徳永と申します。具体的な施策は今日やらないということだったんですけれども、先ほどのⅠの1ですか、社会全体の理解促進ということで、これ非常に重要なことで大変なことだと思うんですけれども、小項目はなくて、具体的な主な取組ということで、広報啓発ということで。事前資料が送られてきたものですから、具体的に見せていただいたら、その中に、児童の権利に関する条約啓発事業という名称が出てきているんですけれども。条約啓発っていうのはどういうことかなと思って。条約っていうのは締結国に、いろんな具体的な措置、立法措置とか行政措置を求めているわけですね。だから国であれば、法律、地方団体であれば条例を作るということ、立法措置のところはですね。そういう具体的なことを求めているのに、条約を啓発するじゃちょっと意味がないのではなかろうかということで、いろいろ苦勞されていると思うんですけれども、ここの啓発あたり広報啓発は非常に難しいところだと思うので、いろんなことを検討していただきたいなということで、ちょっと今日早いと思ったんですけど。条約啓発はちょっとないかなという感じがしていますので、ご検討よろしくお願いしたいと思います。

(こども未来課)

事務局でございます。こどもの権利条約というのは、今回のこども施策とかいろいろ検討するその前から批准をされまして、その中で、こどもの権利に関する4原則とか、そういった基本的な原則について、以前から承知しているというところでございます。また、今回、こども基本法が令和5年4月に施行された中でも、その基本法、日本国憲法およびこどもの権利条約に則ってという規定が、まず最初でございます。そういった趣旨も踏まえて、この事業を行っているところでございすけれども、新しい動きに合わせて、こどもま

なか社会づくりの推進といった事業を行っています。それらの事業と合わせて、こういった形で事業を行っていくかということを今後検討してまいる形になるかと思います。ご意見ありがとうございます。

(田中会長)

よろしいですか。それでは会議時間の終わりに近づいてまいりましたので、もう1つ、報告事項、こどもの意見聴取について県の方からお願いします。

(事務局)

報告事項の、こどもの意見聴取についてでございます。資料の5のほうをお願いいたします。こどもの意見聴取につきましては、現在取組中でございまして、今回、実施していることについてのご報告となります。

1 目的でございます。令和5年4月に施行されましたこども基本法では、その第11条において、国及び地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価、評価については来年度以降に評価することになりますが、それに当たって、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるため、必要な措置を講ずることが義務付けられています。

2 令和6年度のこども、子育て当事者等への意見聴取でございます。県では、こども計画の策定にあたり、ワークショップや WEB アンケート、個別聴取によるこどもや子育て当事者等の意見聴取を実施しております。それぞれ簡単に概要をご説明いたします。

①のワークショップにつきましては、7月27日の土曜日に福岡市の天神において開催し、県内在住の小学生から29歳までのこども・若者と子育て当事者の方を公募で選定し、計30名の方にお越しいただきました。計画の現状と課題等に反映するため、県のこども計画の中項目をもとに設定したテーマについて、世代別のグループや、世代混合のグループで議論していただきました。

②のWEBアンケートですが、こちらも県内在住の小学生から29歳までのこども・若者と子育て当事者から無作為に抽出し、有効回答数計2,000サンプルを目標として、現在実施中でございます。

計画の「施策の方向」等に反映するため、こども計画の「4つの柱」をもとに設定した設問に対して、回答を収集しているところでございます。

③の個別聴取によるこどもの意見聴取でございますが、きめ細かな対応が必要なこども等に対しましては、各種施設への直接訪問等により、児童福祉士や施設等職員のサポートをいただきまして意見聴取を実施しております。また、こども等に関する支援団体のスタッフの方にも、普段関わりのあるこどもたちの意見を代弁していただきまして意見聴取を行っております。

3番今後の予定でございます。こどもの意見のこども計画への反映結果につきましては、

国の取組を参考にいたしまして、要約した意見について、計画への反映結果を分類して、第3回の審議会の議題とさせていただきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

(田中会長)

ありがとうございました。報告、ご説明いただきました。はい。

(中山委員)

今、資料5の意見聴取を、こうされていたとご報告いただいたと思うんですけど。ということはやっぱり出来上がったことも計画は、子ども自身が読めるようにするっていうことでよろしいですかね。子どもが読めないとやっぱり意味がない。で、そのためにわかりやすい表現にするのか、ルビを打つような形にするのか、ということをちょっと検討を今後していただく必要があるかなって。先ほど申し上げた合理的配慮の観点からも、ルビがあることも計画みたいなものがある必要があるのではないかと考えております。以上です。

(こども未来課)

ありがとうございます。今ご指摘頂きました点はこども計画の趣旨に沿ったご指摘ではないかと思いますので、いただいたご意見きちんと踏まえて、こども計画を作成していく上で、適切な形になるよう検討してまいりたいと思います。

(安河内委員)

専門委員会の方でも申し上げたんですけども、子どもからの意見聴取について県によっては県知事に直接会って、県知事に直接意見を申し述べるっていう、そういうことをやっているところもありますので、ぜひ福岡県もそういうことの機会を検討していただけないかなと思っています。例えば、この1番のワークショップ、こども・若者ワークショップの報告会みたいな形でもいいかと思うんですけども、そういう機会があるとマスコミもやってきますし、そうすると、広く県民の皆様あるいは子どもたちが実際、福岡県はこどもが権利主体でこども計画っていうのは作っているんだなということが広く伝わるかと思いますので。ぜひそういう形で、マスコミを上手く利用して、あるいはその時の場面を SNS にあげるとか、そういう形で活用していただきたい。活用していただく機会を作っていただけないかなと考えています。以上です。

(田中会長)

ぜひ検討していただきたいと思います。

(八代委員)

私も啓発についていろんな手段があると思うので、こういうふうに進んでいる、福岡県がこどもについての委員会を設置して、そしてそれがこの前1回目はテレビに出たそうです。で、そういうのがあるんだねっていう電話があっていたりしたんですが。やはり経過のところでマスコミを県民の代表として使うというのもいいんじゃないかというのと。

それともう1つがですね、こどもが読めるようにというご意見があったと思うんですが、那珂川市ではこども用と大人用と両方作っておりますので、わかりやすくこどもにも理解できるような冊子を作っておりますので、そういう方法もあるのかなと思います。

(田中会長)

はい、お願いします。

(こども未来課)

先ほど中山委員からご指摘いただきました。私ども、今回こども計画も作りますし、概要版なども作ります。そういったものの中で、こういった形なのか検討しないといけませんけれども、こどもが読めるようなこども計画については、取り組んでまいりたいと考えております。

(田中会長)

はいよろしいですか。それではまだいろいろとおっしゃりたいという雰囲気は伝わりますけれども、一応予定しておりました時間が来たということです。なにかこれだけはということがありましたら。

はい、どうぞ。

(石橋委員)

こども対象に民生委員がございまして、主任児童委員制度ということで30周年になります。国の施策も何も出ておりません。県としても何も出ていません。民協としては、研修会、今年度特化して研修会をやっております。昭和23年児童福祉法ができたことに、それで児童委員がついた、民生委員がついたということで、そういう形でやっているんですけども、なかなか上手くいきませんが、そういう意味ではご協力いただければ助かります。ご理解いただけるようによろしくお願いいたしますと思います。

(田中会長)

今たくさんのご意見いただきました。ぜひ事務局は今日出た意見を参考にしていただきまして、計画の策定を進めていただきたいと思います。それでは進行の方は事務局にお返しします。

（事務局）

田中会長ありがとうございました。各委員の皆様におかれましても、終始熱心にご審議いただき御礼を申し上げます。本日の議事概要は事務局にてとりまとめ、後日委員の皆様にご確認をいただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。次回でございませけれども、1月頃を目途にまず第3回の各専門委員会を開催いたしまして、そののちに3回目の最後の審議会を開催いたします。本日皆様にいただいた意見を踏まえまして、施策案等をこの第3回におきましては、庁内の関係課とも調整の上、また各専門委員会を先に開催いたします、こちらからいただいた意見を踏まえまして、ご提示をさせていただきたいと考えております。ありがとうございました。それでは最後に、福祉労働部の福田部長より閉会のご挨拶をさせていただきます。

（福田部長）

福岡県福祉労働部長の福田でございます。皆様方には、本日、大変お忙しい中、第2回の福岡県こども審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。今日、非常に多くの貴重な意見をいただきました。長時間にわたる会議の中、的確な議事運営にご尽力をいただきました田中会長、また、終始熱心にご審議いただきました、各委員の皆様、改めて深くお礼を申し上げるところでございます。

今回、皆様方からいただいたご意見を踏まえまして検討を進めて、次回、計画案としてお示ししたいと考えております。引き続き熱心なご審議をいただきますようお願いを申し上げます、私の挨拶に変えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（事務局）

はい、それではこれをもちまして、第2回福岡県こども審議会を終了いたします。ありがとうございました。なお、席に配布をいたしました資料のうち、製本しております冊子、これにつきましては次回また準備・使用させていただきますので、会議終了後席にそのまま置かれたままお帰りになっていただければと思います。本日はどうもありがとうございました。